

スラバヤ日本人学校PTA 慶弔、贈与に関する規定

- 第1条 教員が結婚する時には、550,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
 第2条 教員が転出する時には、100,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
 第3条 会員がその優れた業績を他団体より表彰された場合は、記念品を贈る。
 第4条 会員外で、会のために多大の協力、援助があり、会の発展のために尽くしたものには、記念品を贈る。
 第5条 本校児童生徒が卒業する時には、100,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
 第6条 本校児童生徒が転出する時には、100,000ルピアの現金、またはこれに相当する記念品を贈る。
 第7条 小学部及び中学部の第一学年に入学する児童生徒には、100,000ルピアの現金、又はこれに相当する記念品を贈る。
 第8条 会員又は児童生徒が死亡した場合は、550,000ルピアの弔慰金を供える。
 第9条 会のため協力、援助をしたものが死亡した場合は、弔慰金を供える。
 第10条 児童生徒が、病気または障害を受けて10日以上欠席した場合は、見舞いを届ける。
 第11条 第1条、第2条、第5条、第6条、第7条および第8条の金額の目安は、2023年12月時点のインドネシア国の物価を基準としている。
 役員会は、その後の消費者物価指数の変動に応じ、目安金額を変更することができる。
 第12条 第3条、第4条、第9条及び第10条の財源及び金額は、役員会で決定する。
 第13条 以上にあげた以外の慶弔、贈与については、すべて役員会で決定する。

附則 この規定は、1979年6月11日より実施する。

1986年4月26日	一部改定
1987年5月1日	一部改定
1990年3月14日	一部改定
1998年5月6日	一部改定
2002年3月2日	一部改定
2004年5月15日	一部改定
2006年3月17日	一部改定
2015年3月14日	一部改定
2016年3月16日	一部改定
2019年5月18日	一部改定
2020年3月13日	一部改定
2024年2月6日	一部改定

(令和6年度 PTA役員)

会長	小林裕之
副会長	茂津目年亮 栗原陽子
書記	市村直美 甲斐俊久
会計	茂津目年亮(兼任)
顧問	福田栄喜
広報委員長	上山恵美子
校内交流委員長	竹治茜
会計監査委員	市村弘道 田矢真理